明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府九）　二
○企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同一〇）　三

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務二）　三
○供託規則の一部を改正する省令（同三）　六
○大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学二）　一〇
○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（同三）　一四
○社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働一）　一五
○精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（同二）　一六
○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令（厚生労働二六）　六
○精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（同二七）　七
○建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通一三）　八
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（同一四）　一四
○自動車輸送統計調査規則の一部を改正する省令（同一五）　一七

〔告　示〕
○先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件（外務六〇）　一九
○社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告示（厚生労働六四）　二六
○社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同六五）　三三
○精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告示（同六六）　三三
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件（国土交通二四八）　三八
○主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件（同二四九）　一四〇
○警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を定める件（同二五〇）　一四一
○壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（同二五一）　一五〇
○客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（同二五二）　一五四
○自動車輸送統計調査票の様式の一部を改正する件（同二五三）　一六七
○公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間を指定した件（観光庁二）　一六八
○航路標識に関する件（海上保安庁一五、一六）　一六八

〔官庁報告〕
国家試験
土地家屋調査士試験合格者（法務省）　一六七
令和元年度技術士第二次試験合格者（文部科学省）　一六八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一八一
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社）、厚生年金基金清算人変更関係　二一一
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二三三
会社その他
会社決算公告　二三三
二三四